

## 令和4年度診療報酬改定についてのお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別なご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび令和4年3月4日付官報 号外第46号の厚生労働省告示第54号に記載されていた改定内容の検査に関する部分についてお知らせいたします。

謹白

### ◎令和4年4月1日より点数が削除された項目

- ・Bence Jones蛋白定性(尿)
- ・CK-MB(免疫阻害法)
- ・肺癌におけるEGFR遺伝子検査(その他のもの)
- 弊社項目PCR-Invader法(No.06698)が該当し、3月末日をもって受託中止しました。

### ◎令和6年3月31日までの経過措置項目

#### 1) アルブミンBCG法 11点

アルブミンBCG法の算定可能な期間を臨床実態等を踏まえ、令和6年3月31日までの間に限り算定できるものとする。

- 弊社項目No.00403 アルブミンBCG法につきましては2022年3月末日をもって受託を中止させていただきます。

### ◎令和4年度 検体検査に関する主な改定内容

#### 1) 不妊治療関連検査の新規保険収載

##### ①抗ミュラー管ホルモン(AMH) 600点/内分泌学的検査

算定条件: 不妊症の患者に対して、調節卵巣刺激療法における治療方針の決定を目的として測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。

- 弊社該当項目: No.02630 AMH(抗ミュラー管ホルモン)  
No.13182 AMH/ECLIA(抗ミュラー管ホルモン)

##### ②Y染色体微小欠失検査 3770点/遺伝子関連・染色体検査

算定条件: 不妊症の患者であって、生殖補助医療を実施しているものに対して、精巣内精子採取術の適応の判断を目的として実施した場合に、患者1人につき1回に限り算定する。なお、本検査を実施する医学的な理由を診療録に記載すること。

別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定できる。

- 保険対象項目について弊社受託準備中

次ページに続きます



株式会社 **ビー・エム・エル**

本社: 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-3

総合研究所: 〒350-1101 埼玉県川越市的場1361-1

☎ 03(6629)7386 FAX 049(232)3132

検査項目検索用  
アプリ B-Book



Google play



Available on the  
App Store



電子カルテはビー・エム・エル



## 2) がんゲノムプロファイリング検査の見直し

改定後		改定前	
検査実施料	44000点(D 検体検査料)	検体提出時	8000点(D 検体検査料)
+ 評価提供料	12000点(B 医学管理等)	+ 結果説明時	48000点(D 検体検査料)

※ 検体提出後に患者が死亡した場合等、適正な診療報酬を請求できなくなるケースを是正するため、検体提出時に44000点を請求できる仕組みに改定されました。

また、エキスパートパネル等による検討を経た結果説明は、「評価提供料」として医学管理等に新設されました。

- 弊社対象項目：No.77404 NCCオンコパネルシステム

## 3) 遺伝学的検査の見直し(対象疾患の追加)

指定難病の診断に必要な遺伝学的検査について、対象疾患が拡大された。

例) 家族性高コレステロール血症(処理が複雑なもの 5000点)

- 弊社対象項目：No.13257 LDLR遺伝子変異解析  
No.13127 FH遺伝子変異解析

## ◎ 主な新設項目と項目の分割・検査対象の追加

### 1) 関節液検査

50点

算定条件：関節水腫を有する患者であって、結晶性関節炎が疑われる者に対して実施した場合、一連につき1回に限り算定する。なお、当該検査と区分「D017」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

- 弊社該当項目：No.01435 尿酸結晶の有無  
No.07167 ピロリン酸Ca結晶の有無

### 2) 染色体検査

- 1 FISH法を用いた場合 2553点
- 2 その他の場合 2553点(分染法を行った場合は397点加算)

に分割されました。

「1」のFISH法は患者1人につき1回に限り算定できる。ただし、びまん性大細胞型B細胞リンパ腫又は多発性骨髄腫の診断の目的で検査を行った場合に、患者の診断の確定までの間に3回に限り算定できる。

「2」のうち、自然流産の既往のある患者で、流産手術を行った者に対して、流産検体を用いたギムザ分染法による絨毛染色体検査を行う場合も算定できる。

なお、この場合は別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に算定できる。

- 保険対象となる絨毛染色体検査については弊社受託未定

### 3) 悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)

---

1	ROS1融合遺伝子検査	2500点
2	ALK融合遺伝子検査	2500点
3	METex14遺伝子検査	5000点
4	NTRK融合遺伝子検査	5000点

算定条件：1、2及び区分「D006-12」EGFR遺伝子検査(血漿)を2項目又は3項目以上行った場合は、それぞれ4000点又は6000点を算定する。

3及び4を行った場合は8000点を算定する。

各検査の実施に当たっては、組織を検体とした実施が困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

●弊社受託未定

### 4) 特定薬剤治療管理料 1 クロザピン 470点

---

算定対象：統合失調症の患者であって、治療抵抗性統合失調症治療薬(クロザピン)を投与しているもの。

●弊社受託未定

## ◎算定方法の変更・適用範囲の拡大

### 1) WT1 mRNA 2520点

---

適用範囲：急性骨髄性白血病、急性リンパ性白血病、骨髄異形成症候群の診断補助又は経過観察時

※下線の疾患が追加されました。

●弊社該当項目：No.54658 WT1mRNA定量(血液)  
No.54659 WT1mRNA定量(骨髄液)

### 2) 抗リン脂質抗体 678点(226点×3)

---

算定方法：抗リン脂質抗体検査の単独での算定から、抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β2グリコプロテインI-IgG抗体、抗β2グリコプロテインI-IgM抗体の点数の組合せでの算定に変更された。(ただし、主たる3項目の点数で算定する。)

●弊社該当項目：No.13648 APS検査パネル

### 3) HTLV-1核酸検出 450点

---

適用範囲：HTLV-1抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)によって判定保留となった妊婦、移植者(生体部分肺移植、生体部分肝移植、生体腎移植、生体部分小腸移植の場合)又は臓器等提供者(生体部分肺移植、生体部分肝移植、生体腎移植、生体部分小腸移植の場合)

※下線部分が追加されました。

●弊社該当項目：No.13001 HTLV-1核酸検出

☆以上の情報は改定情報の抜粋です。